

平成29年7月28日

三次市市民部課税課

平成29年度固定資産税・都市計画税の 課税誤りについて

平成29年度固定資産税・都市計画税の賦課にあたって、一部の土地の課税額に誤りがあることが分かりました。

該当する納税義務者の皆さまには、お詫びのうえ状況を説明し、訂正した固定資産税・都市計画税の納税通知書をお渡しします。

(国民健康保険税も同様に行います。)

納税義務者の皆さまには、ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後は再発防止に取り組んでまいります。

1 固定資産税・都市計画税に課税誤りがあった納税義務者数及び金額

(1)納税義務者数 71件

(2)固定資産税・都市計画税 過少課税額 4,869,300円

2 固定資産税・都市計画税の課税誤りが、他の税に及ぼした課税誤り 国民健康保険税

(1)納税義務者数 9件

(2)国民健康保険税 過少課税額 9,400円

3 課税誤りになった状況

固定資産税・都市計画税の土地に係る課税標準額を計算する土地評価システムのシステムエラーにより、固定資産税・都市計画税の税額を過少に賦課していました。

システムエラーは委託業者による人為的ミスが原因で発生したものです。

本件に関するお問い合わせ先



三次市 市民部 課税課 資産税係 (担当/鎌倉, 山本)

電話番号:0824-62-6124 FAX番号:0824-62-6345

E-mail:kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号